各機関経理責任者　様

世田谷区介護保険課

要介護認定に係る主治医意見書作成料のお支払いについて

主治医意見書作成料については、下記の要領にてお支払いいたしますのでご確認ください。

記

# 世田谷区に主治医意見書作成料の支払い口座の登録が必要です

世田谷区から初めて主治医意見書の作成依頼をする際に、口座登録用紙を同封してお送りいたしますので、ご提出ください。お支払い先は、主治医意見書をお書きいただいた主治医の所属する医療機関（施設含む）とさせていただきます。

# 請求書の提出は不要です／支払通知書の確認をお願いいたします

ご返送された主治医意見書を世田谷区で確認したうえ、1か月分をまとめた受領実績件数を翌月１日に計算します。

それに基づいて「主治医意見書作成料支払通知書」を送付いたしますので、通知書記載の金額および登録口座をご確認ください。（確認期限は同封文書に記載）

金額・口座に変更があればご連絡をいただき、修正を反映後、受領翌月の25日～末日までに、ご指定の口座に振り込みます。ただし、金融機関によっては振り込まれる日が多少前後することがありますので、ご承知おきください。

# 作成料単価（消費税込み）は、以下の通りです

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 在宅 | 施設 |
| 新規 | 5,500円 | 4,400円 |
| 継続 | 4,400円 | 3,300円 |

＊在宅／施設については、最終診察日 時点での対象者の状況により判断しており、主治医意見書作成依頼日、記入日、または受領日とは異なりますので、ご留意ください。

＊令和元年１０月１日　受領分より上記の単価になります

口座の登録について

# 個人名義の口座を指定される場合は、別添の委任状を併せてご提出ください。

（詳しくは別添の記入例をご参照ください）

# ご提出していただいた「支払金口座振替依頼書兼登録申請書」の内容に変更がある場合は、「変更届」の用紙をお送りいたしますので、ご連絡ください

【返送先・担当】

〒154-8504　東京都世田谷区世田谷４－２１－２７

世田谷区高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係

☎（０３）５４３２－２９１２